

**平成 24 年度**  
**おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト事業助成金**  
**(デザインプロデュース型商品開発促進事業)**  
**公募要領**

## 1 おおさか地域創造ファンドの目的

おおさか地域創造ファンドは、官民連携により設置した基金の運用益を活用し、技術や人材、歴史・伝統など地域の資源を活用した新しい事業にチャレンジする中小企業者等に対して、その事業の立ち上げ経費の一部を助成することにより事業化を支援し、地域の活性化を図るものです。

[おおさか地域創造ファンドの概要]

- ・ 基金総額 200 億円
- ・ 事業期間 10 年間
- ・ 事業主体 (公財) 大阪産業振興機構

## 2 おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト事業助成金 デザインプロデュース型商品開発促進事業 (以下、「当助成金」という。) の実施体制

公益財団法人大阪産業振興機構は、当助成金の実施主体として、大阪府 (大阪府産業デザインセンター) と連携して助成対象事業の公募、審査・評価、助成金の決定・交付、事業支援等を行います。

### 3 公募事業の内容

#### (1) 事業の目標・方向性

当助成金の対象として公募する事業は、「おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト実施プラン」（平成23年3月、大阪府・公益財団法人大阪産業振興機構が策定）のうち、「デザインプロデュース型商品開発促進事業実施計画」で定めた次の目標・方向性に即して実施される事業とします。

- ① デザインプロデュース型の手法で売れる商品・サービスを開発する。
- ② 商品開発の成果によってデザインプロデュース型の手法を普及させる。

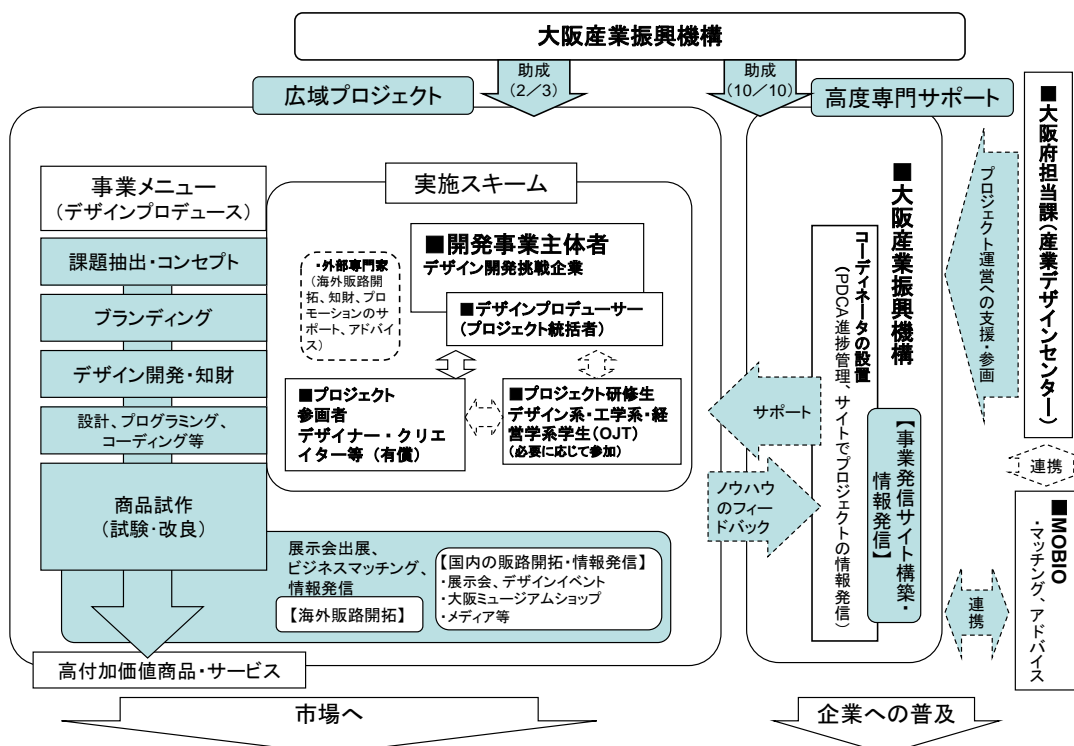
デザインプロデュース型の商品開発プロジェクトを推進し、高付加価値商品・サービスをより効果的な手法により市場へ投入することで、大阪から世界へ発信する大阪発ナンバーワン企業、オンリーワン企業の創出を目指します。

また、プロデュース型商品開発の手法を広く普及するため、ウェブサイトでの情報発信を行い、成果事例は、採択企業内だけに留めず、商品開発のリーディングケーススタディとして、デザインプロデュース型の商品開発手法として広く産業界に普及させます。

#### (2) 公募事業の内容

今回、公募する事業は、上記の目標・方向性に沿った事業とします。

具体的には、①高付加価値商品・サービスの創出を目指し、②商品やサービスの企画・開発から流通・販売までを、③デザインプロセスに沿って、④プロデューサーを中心とする開発体制を整えて行う事業です。



## [公募事業]

中小企業等が行うデザインを活用した新商品開発において、「マーケティングリサーチ⇒商品企画⇒デザイン⇒製造⇒販路開拓⇒プロモーション」などの一連のプロセスでプロデューサーがイニシアチブを発揮し、売れる商品を市場に送り出す事業を対象としています。

## 【留意点】

### ○助成対象事業の基本的な考え方

新しい事業にチャレンジする取り組みが助成対象であり、新商品・新技術・新サービス等の開発を伴う事業（既存製品・技術等の改良を含む）である必要があります。

すでに事業化され収入を得ている事業や、機械装置等の購入の占める割合が多いなど設備投資が主たる事業とみなされる事業は助成対象となりません。

### ○他の助成金等との関係

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。

また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募申請書類にその旨を記載してください。

### ○外部委託の制限

助成対象事業は、応募される実施主体が主体となって実施していただく必要がありますので、過半(50%以上)を外部に委託(\*)する事業は助成対象となりません。

(\*)特殊な技術・設備又は高度な専門的知識を必要とするデザイン料、設計費、システム開発費、調査研究費等の委託に要する経費

## 4 公募事業の実施主体(応募できる方)

公募事業の実施主体(応募できる方)は、次のいずれかに該当する方やグループです。

- 大阪府内に主たる事業所等を有する中小企業者又は中小企業者のグループ
- 現在事業を営んでいない方で、大阪府内において創業を予定されている方（大阪府内において新規創業後1年を経過していない中小企業者を含む）

## 【留意点】

### ○中小企業者とは

「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月11日法律第147号)第2条第1項に定める中小企業者とします。（別紙参照）

### ○中小企業者のグループとは

- ・「中小企業者のグループ」とは、応募事業を実施するために分担金方式等により複数の中小企業者で構成されたグループとします。この場合、大阪府内に主たる事業所等を有する中小企業者を代表者にしてください。
- ・グループ構成員に中小企業者以外の任意団体が参画することは可能ですが、中小企業者の構成比が2分の1以上であることを要件とします。

## 5 応募資格・要件

公募事業の実施主体のうち、次に掲げる方やグループは、応募、審査の対象となりません。

- (1) 公的助成金であることから、社会通念上、助成金交付を受けることがふさわしくない次の方は応募することができません。
  - ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
  - イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していないもの
  - ウ 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの
- (2) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。
  - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
  - ウ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 6 助成対象経費

- ① 応募事業の実施に直接必要な経費であり、他の事業と明確に区分できるもの
- ② 助成金交付決定以降に事業着手（発注、契約等）を行い、助成事業実施期間中に支払いが完了するもの
- ③ 証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費

事業区分	内 容
1.製品・技術等開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>①調査研究費（市場調査・データ購入・調査分析等に要する費用）</li> <li>②専門家（講師）謝金・旅費</li> <li>③製品・技術等開発の一部を委託する経費</li> <li>④材料費（製造・改良のための仕入れとみなされるものを除く）</li> <li>⑤機械装置、工具器具又は簡易な構築物の購入・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費（汎用性が高く使用目的が特定できないもの、また、量産のための設備投資とみなされるものを除く）</li> <li>⑥外注加工費、技術等コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費・システム開発費（初期費用のみ）</li> <li>⑦知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用の経費（特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く）</li> </ul>
2.販路開拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>①調査研究費（市場調査・データ購入・調査分析等に要する費用）</li> <li>②専門家（講師）謝金・旅費</li> <li>③販路開拓の一部を委託する経費</li> <li>④展示会等の会場整備費、会場借料、出展料</li> <li>⑤広告宣伝費、ホームページ作成費</li> </ul>
3.人材養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>①調査研究費（市場調査・データ購入・調査分析等に要する費用）</li> <li>②専門家（講師）謝金・旅費</li> <li>③人材養成の一部を委託する経費</li> <li>④研修会等の会場整備費、会場借料</li> <li>⑤広告宣伝費、ホームページ作成費</li> <li>⑥研修費（受講料・原稿料等）</li> </ul>
4.その他事業	事業の実施に直接必要な経費で上記に準ずるもの
5.事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①従業者旅費</li> <li>②会議費（お茶代）、会場借料、借損料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、通訳料、翻訳料、保険料、消耗品費、備品購入費、雑役務費</li> <li>③雑役務費として扱える短期的なアルバイト等の賃金・交通費（販売促進のためのイベント出展にかかるアルバイト賃金等）</li> <li>④事業実施に必要な事務所・工場等の改装費（建替え、増築を除く）、賃借料・共益費（保証金、敷金、仲介手数料を除く）</li> <li>⑤ 法人設立に要する司法書士等手続き代行費用の経費</li> </ul>

【留意点】

※ 対象外経費の例 [参考]

- ・ 人件費（上記5.③を除く）
- ・ 公租公課
- ・ 官公署に支払う手数料等
- ・ 借入に伴う支払利息等
- ・ 不動産購入費用
- ・ 飲食、接待の費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・ 他の事業と明確な区分が困難であると認められる費用
- ・ その他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

※ 消費税等の扱い

助成対象事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

## 7 助成限度額・助成率・助成期間

助成額・助成率・助成期間については次のとおりです。

### (1)助成額

一企業あたりの助成総額の上限 800万円／2年以内  
(但し、平成24年度の上限額は400万円)

### (2)助成率

助成対象経費の3分の2に相当する額以内

### (3)助成期間

2年以内(平成24年度から平成25年度まで)

○平成24年度の助成期間(事業実施期間)は、助成金交付決定の日から平成25年3月31日です。

### 【留意点】

○交付申請、交付決定は年度ごとに行うこととなっています。

○事業の選定にあたっては、(公財)大阪産業振興機構の予算の範囲内で行い、年度ごとに助成金交付額を決定します。そのため、事業が採択された場合でも、申請いただいた助成金交付希望額について、助成金対象経費の精査等により、減額して交付決定させていただく場合があります。

○平成24年度予算額は2,000万円です。

○応募申請時の事業計画書は助成率3分の2で作成してください。

### 〔ご注意〕

当助成金の交付は、年度毎の助成期間終了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただき、各年度の助成期間終了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書をご提出いただきます。(公財)大阪産業振興機構において、その内容を確認の上、助成金を交付いたします。

## 8 応募方法

次の提出必要書類を、大阪府産業デザインセンターへ、  
5月10日（木曜日）から5月21日（月曜日）までに**必着**で提出してください。  
\*持参の場合は、土曜日、日曜日を除く、午前9時から午後6時まで

### 〔提出先〕

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか4階  
大阪府産業デザインセンター  
デザインプロデュース型商品開発促進事業担当 あて  
TEL : 06-6949-4791 FAX : 06-6949-4792

### 〔提出必要書類〕

- ① 応募申請書(様式第1号) 【原本1部】
  - ② 事業計画書(様式第2号) 【原本1部】
  - ③ グループの概要(様式第3号)、代表者選定報告書(様式第4号) 【原本1部】  
※グループ申請の場合のみ
  - ④ 補足説明資料(様式自由、A4サイズ) 【7部】
  - ⑤ 添付書類
    - ア 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内）、個人の場合は印鑑証明書（3か月以内） 【原本1部】
    - イ 直近2期分の決算関係書類(財務諸表及び確定申告書) 【コピー各1部】  
（決算期が2期に達していない場合は1期分）
    - ウ 「5 応募資格・要件」(1)ア及びイにかかる納税証明書（次の2種類）
      - ・府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明 【原本1部】
      - ・税務署発行の納税証明書（その3の3（法人の場合）、その3の2（個人の場合））  
未納の税額がないことの証明書 【原本1部】
    - エ 事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書 【7部】
    - オ その他実施主体が必要と認めるもの
- ※ ①から④については、併せて、データ（CD-R）での提出もお願いします。  
※ 提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

### 〔公募要領の配布〕

大阪府産業デザインセンター、（公財）大阪産業振興機構で配布しています。  
また、大阪府産業デザインセンターのホームページからもダウンロードできます。



〔応募に関するお問い合わせ〕

内容	名称・所在地
○提出書類送付先 ○公募要領の配布 (※土・日・祝日を除く午前9時から午後6時まで) ○応募に関する相談	大阪府産業デザインセンター 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか4階 TEL : 06-6949-4791 FAX : 06-6949-4792
○公募要領の配布 (※土・日・祝日を除く午前9時30分から午後5時まで)	(公財)大阪産業振興機構 資金支援課 おおさか地域創造ファンド担当 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階 TEL : 06-6947-4351 FAX : 06-6947-4403

〔お願い〕

**当助成金の申請を予定される方は、事前に、大阪府産業デザインセンターへご相談ください。**

## 9 審査方法

### (1) 申請内容確認等

大阪府産業デザインセンターにおいて、専門家による申請内容確認等を行います。

なお、必要に応じ、申請内容についてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの詳細などについては、別途、対象となる方にお知らせいたします。

### (2) おおさか地域創造ファンド事業審査委員会及び専門委員会

(公財)大阪産業振興機構で申請案件について確認した後、おおさか地域創造ファンド事業の実施主体である(公財)大阪産業振興機構に設置された専門委員会(6月中旬)及び審査委員会(7月中旬)において、次に記載の〔審査・評価の基準(ポイント)〕に基づき総合的に審査を行い、助成対象事業を採択いたします。

なお、専門委員会からの要請に応じ、同委員会でのプレゼンテーションをお願いする場合があります。詳細については、別途、対象となる方にお知らせいたします。

### (3) 審査結果

審査の結果については、7月下旬に書面にて通知いたします。個別の審査結果に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### (4) 採択事業の公表

採択された事業については、事業者名、事業名、事業概要等を公表させていただきます。併せて、本事業普及サイト「デザインプロデュース向上委員会」で進捗状況を発信します。

## (5) 採択後のスケジュール

審査結果通知後、助成金交付申請書を提出していただき、平成24年度の助成金の交付決定を行います。助成金交付申請にかかる手続き等については、別途、ご案内させていただきます。

### 〔審査・評価の基準（ポイント）〕

項目	基準（ポイント）
市場性・成長性	○相当の市場が見込めるか、又は（潜在的な需要の掘り起こし等）新たな市場を開発しようとしているか、もしくは開発が見込めるか。 ○ターゲットとする市場において優位性を有し、成長を図ろうとしているか。
新規性・革新性	○商品内容又は事業モデルが新規もしくは革新的であるか。 ○商品内容又は事業モデルをもって、産業・経済及び社会にインパクトを与えようとするものであるか。
実現可能性・戦略性	○目標・目的に向け、戦略的に取り組んでいるか、又は、戦略的に取り組むために当助成制度を活用しようとしているか。 ○目標・目的に向け、既に手段を講じているか、又は、講じようとしているか（目的に応じた先行性）。
経営評価	○企業経営上、大きな問題（過大な債務等）がないか、経営者が自社の状況及び経営上の問題点を認識・把握し、対処しようとしているか。
地域活性化への波及効果	○地域の中小企業への波及効果や、地域イメージの向上など、地域経済に好影響を与えうるか。 ○商品内容又は事業モデルが大阪から全国・世界へ発信することを目標としているか。
特別加点枠	○中小企業の中でも、小規模企業者（*）に対し加点。 ○デザイン力を活かした高付加価値商品・サービス（オンリーワン、ナンバーワン）に対し加点。 （*）小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第4項第5号に規定する「おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者」をいいます。

「事業計画書」は、上記の審査・評価の基準（ポイント）を踏まえ、

○ 目的・目標

○ それを目指すための方針、戦略及び手順

○ 当該助成金の使途

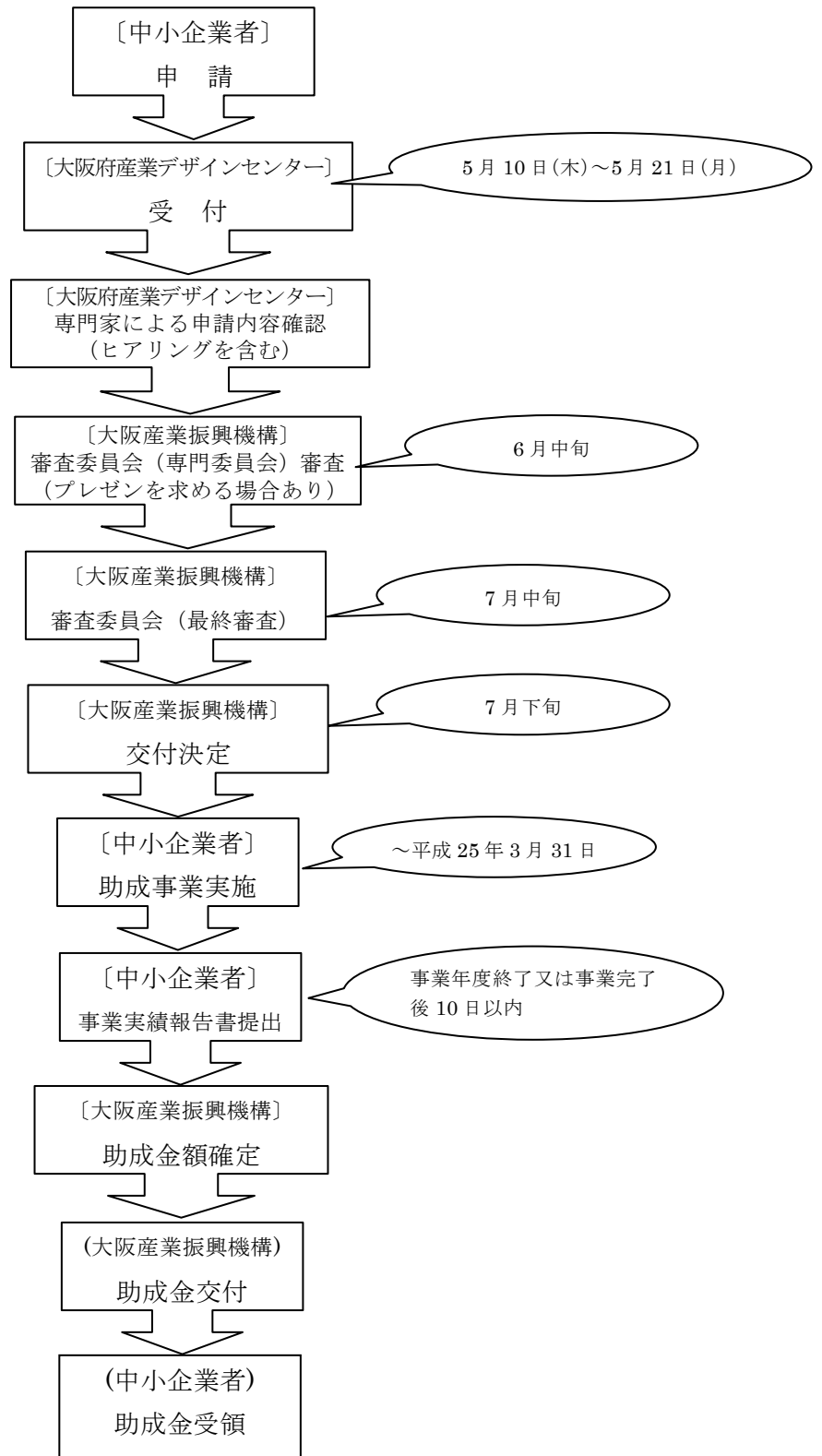
を、要領よく、明確に記載してください。

事業計画の具体性も、各評価項目の重要な要素となります。

## 10 助成事業者の義務

- (1) 助成事業の経費の配分の変更（2割以上の場合）又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に承認を得てください。
- (2) 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (3) 助成事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- (4) 助成事業完了後又は事業年度終了後、助成金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効率的な運用を図っていただかなければなりません。
- (6) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格が1件当たり10万円以上）を助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (7) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した日の属する年度終了後5年間保存してください。

申請から助成金受領までの主な流れ（予定含む）



独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年十二月十一日法律第四百七号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年五月二十六日政令第百八十二号）  
（中小企業者の範囲）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種 資本金の額又は出資の総額 従業員の数

- 一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） 三億円 九百人
- 二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業 三億円 三百人
- 三 旅館業 五千万円 二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの